

# 主任技術者、監理技術者及び現場代理人について

公益財団法人 横浜市建築保全公社

建設業法において、建設工事の適正な施工を行うため、工事現場における建設工事の技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者を配置することが規定されております。

また、建築保全公社契約約款において、現場代理人の常駐が義務づけられています。

## 1 主任技術者

建設業者は、建設工事を施工する場合、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、主任技術者を配置する必要があります。

主任技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行います。

## 2 監理技術者

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が、3,000万円以上（建築一式工事の場合は、4,500万円以上）となる場合には、主任技術者に代えて監理技術者を配置する必要があります。

監理技術者は、主任技術者の職務以外に、下請負人を適切に指導監督し、工事の施工に関する総合的な企画及び指導等を行います。

## 3 主任技術者又は監理技術者の専任

公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、工事現場ごとに、専任の者を配置する必要があります。

専任の場合、現場常駐が必要となり、他の工事の主任技術者又は監理技術者との兼任はできません。

許可区分	元請工事における 下請契約の合計	請負金額	公共性	必要な技術者	専任
特定建設業	3,000万円以上 (建築一式工事の場合は 4,500万円以上)	2,500万円以上 (建築一式工事の場合は 5,000万円以上)	重要な工事	監理技術者	専任
			その他の工事		兼任可
		2,500万円未満 (建築一式工事の場合は 5,000万円未満)	その他の工事		
	3,000万円未満 (建築一式工事の場合は 4,500万円未満)	2,500万円以上 (建築一式工事の場合は 5,000万円以上)	重要な工事	主任技術者	専任
		その他の工事	兼任可		
	2,500万円未満 (建築一式工事の場合は 5,000万円未満)	その他の工事			
一般建設業	3,000万円未満 (建築一式工事の場合は 4,500万円未満)	2,500万円以上 (建築一式工事の場合は 5,000万円以上)	重要な工事	主任技術者	専任
			その他の工事		兼任可
			2,500万円未満 (建築一式工事の場合は 5,000万円未満)		

表中の「重要な工事」とは、請負代金の額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円以上)で以下の工事を指します。

- ① 国又は地方公共団体が発注者である工事。
- ② 学校、児童福祉施設、図書館、美術館、博物館等の施設の工事。  
個人住宅を除くほとんどの施設が該当します。

#### 4 現場代理人

現場代理人は、請負人の代理人として請負契約の確実な履行を図るため、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行います。

#### 5 現場代理人の常駐

横浜市建築保全公社工事請負契約約款第11条第2項の規程により、現場代理人は工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことが義務付けられています。

したがって、他の工事現場の現場代理人や主任技術者等を兼任することはできませんが、下記6のとおり、他の工事現場の現場代理人と兼任が認められる場合があります。

#### 6 現場代理人の兼任

工事請負契約約款第11条2項ただし書きにより、公社では、以下の要件をすべて満たすものについては、工事場所の異なる3件の工事まで現場

代理人の兼任を認めています。

ただし、工事現場への出動体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事（応急修理工事など）は除きます。

- (1) 公社が発注した工事
- (2) 予定価格(契約済の場合は契約金額)が 2,500 万円未満の同工種工事の組み合わせで、契約金額が合わせて 5,000 万円未満までのもの。なお、複数の工事であっても、工事場所が同一の場合で、予定価格(契約済の場合は契約金額)の合計額が 2,500 万円未満の場合は、1 件とみなすことができます。

**(注)平成 26 年 4 月 1 日以降の公告分の工事から適用します。**

**「現場代理人の兼任」手続及び注意事項**

- (1) 契約後(着手時)に工事監督課に提出する現場代理人等の選定通知書に、他に兼任している工事がある場合には、兼任する他の工事件名を必ず記載してください。  
なお、上記選定通知書の内容と現場での施工とに相違がないよう、工事監督課において、兼任する他の工事の工期や金額の変更状況等を踏まえ、適時確認を行っていきます。
- (2) 請負業者が、兼任する工事件名を記載しない、または実際とは異なる工事件名を記載するなど、現場代理人等選定通知書の記載に虚偽が発覚した場合には、当該請負業者に対し工事成績評定への反映を行うとともに、契約解除等の必要措置を行う場合がありますのでご注意ください。
- (3) このほか、現場代理人を兼任した場合において、その趣旨に反し、発注者及び公社工事監督員との連絡や現場管理等に支障がある場合は、別途現場代理人を選定していただくことがあります。
- (4) 現場代理人の兼任が認められない工事（上記 1 「現場代理人の兼任を認める要件」本文のただし書き以下）等の場合は、施工条件として予め現場説明書に明記します。

## 7 主任技術者と現場代理人の兼任

横浜市建築保全公社工事請負契約約款第 1 1 条第 2 項の規定により、現場代理人と主任技術者は兼任することができます。

## 8 CORINS（工事实績情報システム）について

公共機関など（国、地方公共団体、公益民間企業、公益法人等）が発注した請負金額が 500 万円（税込み）以上の工事は、CORINS への登録対象となっており、公社発注工事も該当します。

公社では、設計書作成に当たり、CORINS への登録費用等も含めて積算しておりますので、対象工事を受注した場合は、速やかに登録されるようお願いいたします。